

勝山・永平寺衛生センター  
第2貯留槽清掃及び砂出し処分業務委託  
仕 様 書

勝山・永平寺衛生管理組合

令和7年10月

## 第1章 総則

### 1. 業務の目的

本仕様書は、勝山・永平寺衛生管理組合（以下、「甲」という）が委託する勝山・永平寺衛生センター 第2貯留槽清掃及び砂出し処分業務委託 に適用する。清掃業務受託者（以下「乙」という。）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、労働安全衛生法、その他関係法令並びに契約書及び本仕様書に定める事項を遵守し、清掃業務を行うこと。

本仕様書は、清掃業務の基本的事項について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項があっても、清掃作業を行うために必要と思われるものについては、本仕様書の記載の有無に関わらず、乙の責任において実施しなければならない。

### 2. 業務名

勝山・永平寺衛生センター 第2貯留槽清掃及び砂出し処分業務委託

### 3. 清掃場所

福井県勝山市滝波町3丁目1309-1

勝山・永平寺衛生センター内第2貯留槽及び沈砂池

### 4. 業務期間

契約締結の日から令和8年3月13日（金）まで

### 5. 一般事項

- (1) 業務に必要な機材・消耗品等は、すべて受託者の負担とする。
- (2) 業務の実施に当り、受託者の責により、建物及び工作物等に損害を与えた時は賠償の責を負うものとする。
- (3) 受託者は、業務上知り得た秘密事項を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約の期間満了後及び解除後においても同様とする。
- (4) 乙は、甲への作業日程等の連絡は十分余裕をもつて行い、危害の発生の防止を図るとともに、当該作業に係る設備の概要、状態等を十分把握する。
- (5) 乙は、常に現場の整理・整頓を励行し、発生する騒音、振動等については関係法令を遵守し、現場環境の保全に努めなければならない。
- (6) 甲は、乙の行う業務が本仕様書に適合しないと認められた場合は、乙に対し適合するように指示することができる。
- (7) 本仕様書に定める事項に疑義が生じたときは、委託者と受託者の両者協議の上、これらの解決にあたるものとする。

## 6. 提出書類

- (1) 受託者は、業務の着手に際し、次の書類を本組合に提出するものとする。
- ・ 着手届
  - ・ 業務責任者等の選定届  
※業務責任者は酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習を修了した者とする。
- (2) 受託者は、業務の完了に際し、次の書類を本組合に提出するものとする。
- ・ 業務完了届
  - ・ 工事写真帳
  - ・ 工事日報
  - ・ 酸素濃度・硫化水素濃度測定記録
  - ・ 一般廃棄物処理証明書

## 第2章 概要

### 1. 委託内容

#### (1) 業務概要

し尿処理施設内の沈砂池及び第2貯留槽内の汚泥及び沈砂物等を除去し、槽内を洗浄する。

#### (2) 清掃箇所及び有効容量

|             |                      |
|-------------|----------------------|
| ①沈砂池        | 3 m <sup>3</sup>     |
| ②し尿第2貯留槽    | 1 1 0 m <sup>3</sup> |
| ③浄化槽汚泥第2貯留槽 | 5 5 m <sup>3</sup>   |

#### (3) 清掃残渣物の収集

清掃残渣物は、沈砂池、貯留槽から吸引し、バキュームダンパー車に積み込むものとする。

本業務において当処理場から場外への運搬及び処分とする沈砂等の処分量は、20トンとする。

### 2. 清掃実施時期

業務は、原則施設の搬入停止日(土曜日、日曜日、祝祭日)に行うものとし、甲、乙協議し実施日を決定するものとする。

また、実施日に合わせて、搬出先の一般廃棄物処分場と連絡調整を行うこと。

### 3. 清掃の方法

- ①バキュームダンパー車を使用し、壁面・底面・砂貯めを清掃し沈砂等（沈砂、繊維質、夾雑物等）を除去する。
- ②バキュームダンパー車で吸引した上澄みの汚水は、し尿投入口より入れること。
- ③浄化槽汚泥第2貯留槽の清掃作業終了後、し尿第2貯留槽の清掃作業に入ること。
- ④し尿第2貯留槽の清掃作業も同上の①、②の通り行うこと。  
（上澄みの汚水は、浄化槽汚泥投入口より入れること。）
- ⑤し尿第2貯留槽の清掃作業終了後、し尿及び浄化槽汚泥沈砂池の清掃を行うこと。
- ⑥バキュームダンパー車の沈砂等は、責任を持って適正な処分をすること。
- ⑦他のことは両者協議の上、作業を進めること。

### 4. 安全対策

- ①乙は、槽内作業を行うにあたり、酸素濃度を測定し、18%以上の酸素があり、かつ、硫化水素濃度が5ppm以下であることを確認してから作業を開始すること。また、作業中も常に測定すること。
- ②槽内での清掃作業では、常に換気を行い、必要に応じて送気マスク等を着用し作業すること。
- ③作業場所が深部のため、落下物の防止に努めること。
- ④作業中危険区域内への立ち入り禁止措置をとり、災害防止に努めること。